

平成 22 年 4 月 1 日施行
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 11 月 1 日改正

診療情報の提供に関するご案内

当院では、平成 14 年 10 月に日本医師会において制定されました「診療情報の提供に関する指針[第 2 版]」に基づき、診療記録等（カルテ・看護記録・検査記録等）の開示を行っています。

1. 開示に関する診療記録等

最終診察日より 5 年を過ぎた方の情報開示は、対象外となります。

2. 開示の対象となる患者様の範囲

当院において、外来又は入院診療を受けておられる患者様又は、最終診察日から 5 年以内の患者様。

3. 開示請求者

① 原則として患者様ご本人

但し、患者様が未成年又は、本人の判断能力に疑義がある場合は、下記の方々に開示が認められる場合があります。

② 患者様の法定代理人

③ 患者様の配偶者

④ 患者様を現実に世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者

4. 開示の請求

① 外来または入院診療の際における情報提供の請求

患者様ご本人が口頭で主治医に情報提供の請求をされた場合は、主治医が口頭にて情報提供を行います。診療録等の閲覧、コピー交付をご希望の場合は、「診療情報提供申出書」により請求して頂きます。

② 診療情報提供申出書による開示請求

診療情報開示請求者が、「診療情報提供申出書」により院長に開示請求します。

5. 開示の方法

① 診療記録等の閲覧

② 診療記録等のコピー

※ご依頼に応じて当院医師等が立会い診療記録等の補足説明を致します。

6. 開示ができない場合

診療記録等の開示については、次に掲げる事由に該当する場合には、開示請求に応じられない場合があります。

- ① 第三者の利益を害する恐れがある場合
- ② 患者様本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- ③ 不相当とする相当な事由がある場合

7. 開示可否の通知

開示可否の結果は、「診療情報提供申出書」を受付した日の翌日から14日以内に開示の可否を決定し文書にて通知いたします。但しやむを得ない場合などは、14日を超える場合があります。又開示することで、本人、第三者の権利利害を害する恐れがある場合などは、例外的に情報のすべて又は一部については開示しないことがあります。

8. 開示に伴う経費

診療記録等の開示に伴い、医師等からの補足説明、又は診療記録等のコピーの交付を希望する場合には、以下に掲げる経費の実費を請求させていただきます。

- ① 開示に係わる費用（開示手数料） 5,400円
（簡易開示の場合 2,160円）
ただし、本人以外の第三者からの開示請求の場合は32,400円
- ② 医師等補足説明にかかる費用 5,400円（30分毎）
- ③ 診療録記録等のコピー作成費 20円（1枚毎）
- ④ CT写真等画像コピー作成費 1,080円（1枚毎）

開示に関する問い合わせ先

医療法人 梨香会 秋元病院

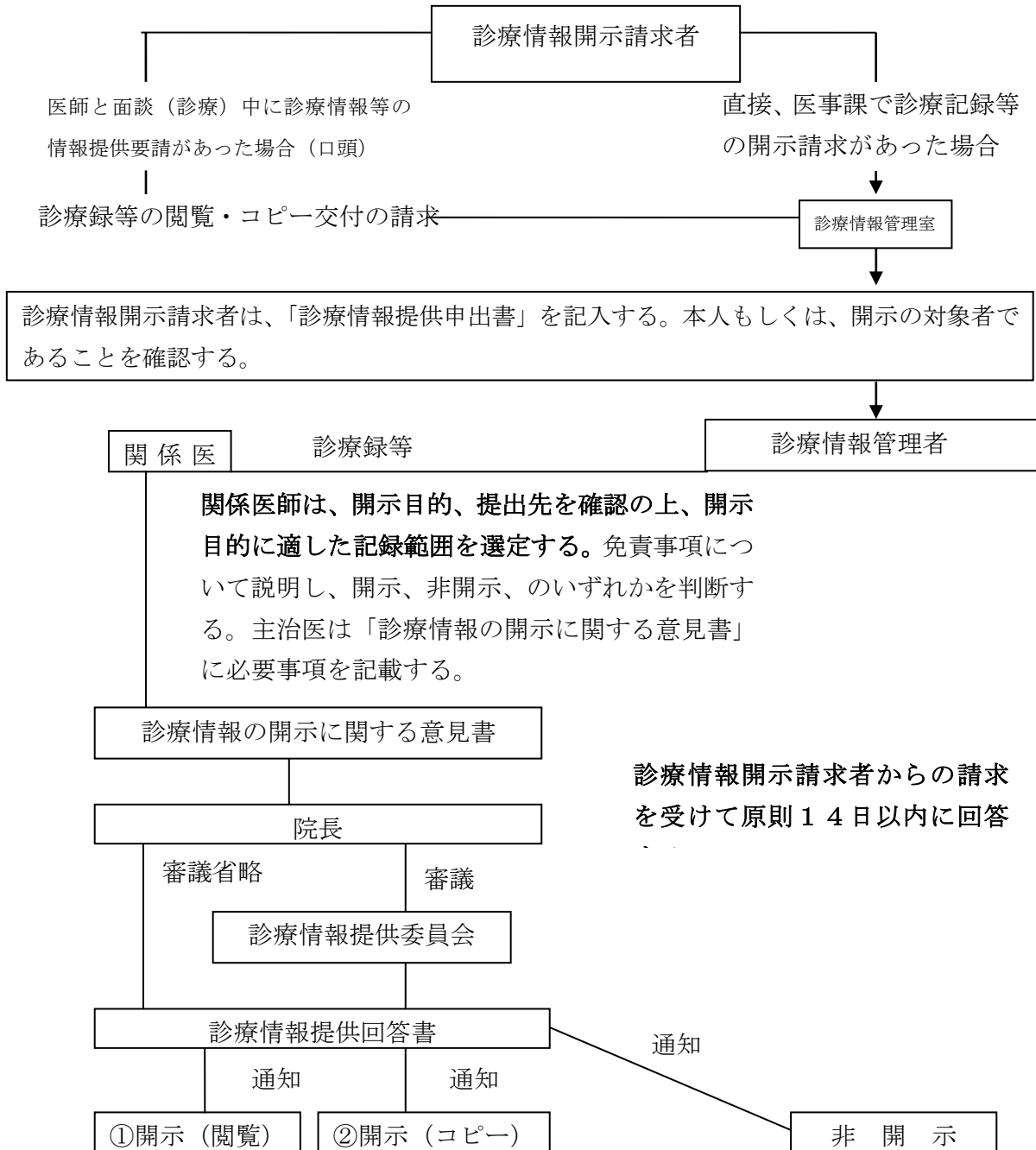
診療情報管理室

〒273-0121 千葉県鎌ヶ谷市初富 808-54

Tel : 047-446-8100

※月曜日～土曜日 9:00～17:00（祝祭日を除く）

秋元病院における診療情報等の提供の手続き（概要）



①病院内の指定した場所にて、診療情報管理者（又は医事課員）の立会いのもと閲覧する。

②閲覧と同時にコピーの交付請求があった場合には、その依頼に応じる。また、コピーのみの請求に対しては、交付予定日時等を説明する。

その他

「診療情報提供申出書」「診療情報の開示に関する意見書」「診療情報提供回答書」の原本は診療録に、写は診療情報管理室で保管する。